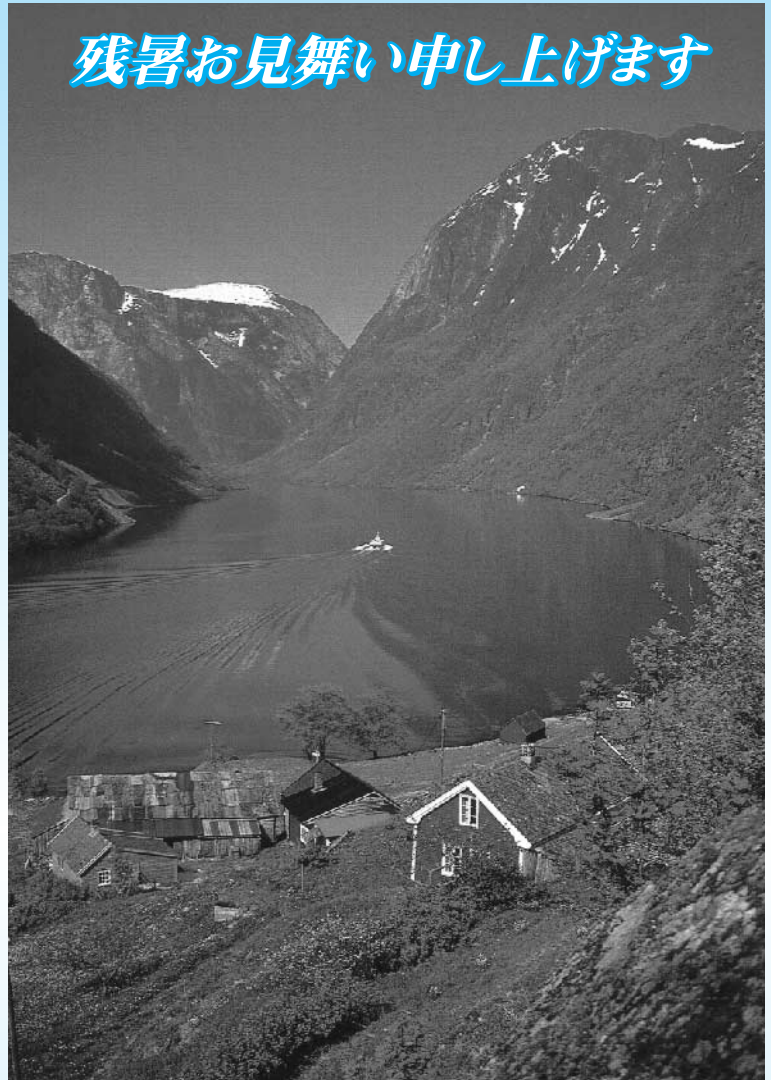


残暑お見舞い申し上げます



ごあいさつ

安保 嘉博

昨年十二月に日弁連消費者問題委員会で調査を行ったアメリカの入札制度についての報告書がこの度できあがりしました。読み直してみてもアメリカの司法当局が入札談合に対していかに厳しく取締まっているかに改めて驚きました。雪印による集団食中毒事件が大きな問題になりました。独占企業の奢りを見るとともに今日の情報化社会では消費者被害を軽視する企業は生き残れないと思つた次第です。

安保 千秋

六月下旬に十日間、日弁連子どもの権利委員会のノルウエーの視察に参加し、皆様には、大変ご迷惑

をおかけしました。弁護士になって八年目になりますが、十日間も業務を離れたのは初めてでした。ノルウエーの刑事法廷の傍聴で、裁判官・市民の参審員に対し、意見を朗々と述べている女性弁護士の姿に感激したり等、自分の仕事を振り返り、弁護士の仕事の使命を再確認する、大変良い機会になりました。

今年十一月、日弁連の司法シンポジウムの分科会「あすの裁判所」でパネラーを務めることになりました。少々、荷が重いのですが、市民の人権を守り、市民にとって納得のいく裁判とは何かについて、日々の事件の中で依頼者の方々の声や弁護士として感じたことを率直に話したいと考えています。

暑い日が続きますが、どうぞ御自愛をお願い

ノルウエーを訪ねて

ノルウエーの視察旅行の目的は、少年司法、児童福祉、教育制度の調査であり、オスロの裁判所、弁護士会、チャイルド・ウエルフェア・センター（児童福祉の中心となる役所）、子どもの権利オンブズマン事務所（ノルウエーが世界最初に創設）、仲裁センター、学校等を視察しました。公用語は、ノルウエー語ですが、ほとんどの人が英語を話すので、英語↓日本語の通訳で話して通じました。しかし、中には英語の苦手な人もいて（どこの国でも、英語の苦手な人はいるものだ）、英語のダメな私は納得しましたが、その場合は、ノルウエー語↓英語↓日本語の通訳になり、まどろっこしい思いもしました。

ノルウエーはヨーロッパの北のはずれ、北欧三国の中でも一番田舎という感がありますが、他の北欧の国々と民主主義を競い合っており（ヨーロッパの国々では、どこも民主主義を競い合っているところがありますが）、国民の意識を高め、少しでも良い制度を作ろうという意欲が溢れているという印象でした。

ノルウエーの人口は、約四三〇万人、首都のオスロは人口約五〇万人であり、国民は豊かな自然環境とともに生活をしています。また、北海油田のおかげで、経済はうまく行っているとのことでした。しかし、オスロでは、やはり、都市問題を抱えており、危険な地域があり、駅周辺では明らかに麻薬常習者と判る人を見かけたりもしました。また、移民問題（アジアからは、パキスタンからの移民が多い）も重要な課題になっていきましたが、グローバルゼーションの視点から積極的に評価しているいろいろな施策を進めています。

勿論、フィヨルド観光、美術館見学、白夜（午後十一時過ぎに日没、午前三時過ぎに日の出）の中の散歩も楽しみました。国立美術館では、多くの人に芸術を楽しんでもらうために、入場料無料、写真・ビデオ自由であり驚きました（ムンクの絵の前で写真を撮ってきました）。官民とも、オープンで、相互尊重のルールが確立している社会は、旅行者にとっても、とつてもリラックスできる雰囲気でした。

また機会があれば、ノルウエーの裁判制度、



ムンク「叫び」「思春期」の前で



サンフランシスコにて

「そごう」が利用した 「民事再生法」とは

一、百貨店そごうは本年七月十二日民事再生法の適用申請をしました。民事再生法について御紹介しましょう。

二、和議法に代わる本年四月一日施行の新しい法律

和議法という名称は耳にされたことがあるかもしれませんが。債務超過になった企業が、債権者の協力（債権放棄）を得て、再建を図るための法律でした。和議法と対極にあるのが破産法です。こちらは企業を解体して清算させるための法律です。企業をつぶすのが破産法、生かすのが和議法ということですが、和議法では和議が成立するには、債権者の四分の三の賛成が必要ということでハードルが高く、利用しにくい法律でした。

和議法を根本的に改正したのが今度の民事再生法であり、二分の一以上の債権者の賛成があれば債権放棄等の再建案が認可され、再建がしやすくなりました。

三、手形不渡処分の回避、抵当権実行の一時停止が可能

民事再生法の適用を申請すれば、再建案の可否についての債権者の議決がなされるまで、保全命令を得ることにより手形不

渡による銀行取引停止処分を回避することができ、また、会社の土地等営業に不可欠の不動産に対する差押競売手続きの停止も可能です。

四、抵当権、税金等の債務の免除はしてもらえない。

債権者の過半数の同意をとりつけければ、債権放棄をしてももらえるといっても、無担保の債権に限られ、抵当権担保をとられている債権や税金は債務カットの対象となりません。

五、どの程度の規模の企業が利用できるか。必要な資金は。

民事再生法は本来中小以下の規模の企業を念頭に置いています。大企業を前提にしている会社更生法とは異なります。裁判所は予納金として二五〇万（負債一億まで）から三〇〇万円（負債一〇億まで）が必要としています。これ以外に申立を依頼する弁護士の手数料が必要が必要です。

六、これ以外の企業再建のために利用できる法律は

今年二月施行の特定債務調停法があります。これは調停ですから各債権者の同意がないと成立しませんが調停中の強制執行の停止ができますし企業や消費者など誰でも低廉な費用で利用できます。御相談下さい。